

静岡産業大学専任教員資格審査基準に関する細則

第1条 「静岡産業大学専任教員資格審査基準に関する内規（以下「内規」という。）」第2条にいう「刊行した専門分野に関する学術論文」とは、次の各号にいずれかに該当するものとする。

- (1) 内外の学会機関誌、学術専門誌またはこれらに準ずるものにすでに掲載された論文
- (2) 本学の研究紀要にすでに掲載された論文

第2条 内規第2条第2項の適用を受ける者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 内外の学術・研究団体またはこれらに準ずるものから、専門業績に関し、社会的栄誉が与えられた者
- (2) その他、専門業績の上で顕著な識見を示し、それによって優れた社会的評価が認められた者

第3条 内規第2条に関し、「著書、論文以外の研究業績」とは、次の各号に掲げるものを、学術論文1篇に相当するものとみなす。

- (1) 日本学術会議公認の学会における報告
- (2) 既刊の編著・共著による研究書の中で、単独執筆した1章
- (3) 既刊の翻訳書、辞典、辞書、注釈書等で論文と同等の学術的価値があると認められるもの

2 前項各号以外の研究業績については、その内容に応じ、論文に準ずるものとして取り扱うことができる。

第4条 内規第4条にいう「本学以外の教育・研究歴」の内容の換算は、次の各号による。ただし、「期間」の換算基準については、1年未満の端数は切り捨てて計算する。

- (1) 大学、短期大学または研究機関等に勤務した期間は、次の区分によって、本学に在職した期間に換算する。

①	大学・短大等の専任教員及び大学研究機関の研究員として在職した期間	10 割	本学に非常勤講師として勤務した期間は、②の基準に準ずる。
②	A 大学・短大等に非常勤講師として勤務した期間 B 高等学校の教諭として在職した期間	7 割	
③	A ①②以外で「学校教育法」に定める学校等に専任教員として在職した期間 B 高等学校以外の諸学校に非常勤講師として勤務した期間	6 割	
④	その他の期間	4 割	

(2) 官庁・企業体または団体に勤務した期間は、次の区分によって、本学に勤務した期間に換算する。

①	学外の研究機関またはこれに準ずる 学術団体に研究職として在職した期間	10 割
②	職務の内容が現職に直接役立つものと 認められる職務に在職した期間	7 割
③	その他の期間	4 割

(3) 特に顕著な研究業績により本学が招聘した者については、前項各号によらないことができる。

第5条 内規第5条にいう「特に教育業績が重視される科目」とは、教授会が認定した科目とする。

附 則

この細則は、平成9年8月27日から施行する。